

平成30年度東月隈小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

定期的な校内研修として、4月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取り組み内容の改善、3月にいじめ・虐待防止対策委員会の会議を受けて、校内いじめ防止対策委員会で、基本方針の見直しを行い、次年度につないでいく。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめはどの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止の基本姿勢として、以下5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを生まない教育活動の推進（基本的生活習慣の定着と規範意識の育成，集団作りの推進，命の教育の推進）
- (2) 教師の豊かな感性による日常的な児童の観察と理解
- (3) 人権感覚を高める人権教育の推進と、人権尊重の精神から「いじめ」を見逃さない児童の育成
- (4) いじめの早期発見・早期対応と継続的指導の充実
- (5) 家庭や地域との積極的連携，及び，関係機関との密接な連携

＜東月隈小学校いじめゼロ宣言＞

- ・ 友だちを笑顔にしよう あなたの力で

2 いじめの未然防止（未然防止のための取り組み等）

- (1) いじめを生まない教育活動の推進
 - 学校におけるいじめを生まない独自の取り組みの実施を一層促進する。
 - 協働的な活動を通して、児童自らが「絆づくり」をするために、教職員が「場作り」を行う。
 - 児童が安心できる。自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」を行う。
 - 「心のアンケート」または「人権アンケート」等を月に1回以上実施し、学期に1回（年間3回程度）「いじめ防止アンケート」を実施する。
 - ※ 基本的にいじめゼロの日に合わせて実施し、その後学年会を実施して近接学年で見合う。その後指導をしてその結果をアンケートに書いて担当に提出する。
 - Q-Uアンケートを実施する学年については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童生徒には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
 - 「学校いじめ防止対策委員会」に当たる連絡会等を月1回開催する。いじめの問題への組織的指導体制の整備等取り組みを推進する。
 - 児童会活動を通して、「いじめゼロ運動」を実施し、自分たちの手で「いじめ」をなくす意識を高める。
- (2) 地域・家庭，関係機関との積極的連携
 - 保護者，地域住民，児童相談所，その他の関係者との連携を図るとともに，学校サポーター会議，学校警察連絡協議会等を活用する。

3 いじめの早期発見・迅速な対応（いじめの兆候を見逃さない取り組み等）

- (1) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害生徒の権利等を養護する。
- (2) いじめの問題に対する学校の取り組みの充実のため、「いじめ対応マニュアル」（市教委作成）及び「いじめの早期発見・早期対応の手引き」（県教委作成）の研修を行い、活用の一層の徹底を図る。
- (3) いじめに関する早期発見のための措置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する措置（ネット上のいじめを含む）

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保し、組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経過等について、客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに教育委員会に報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し、被害児童をはじめ、被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。
- (4) 出席停止制度等の適切な運用、及び、毅然とした組織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童への指導、及び再発防止の取り組みを推進する。
- (5) 被害児童の権利・利益養護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に努める。
- (6) 学校だけでは対応が困難な事案に対して、教育委員会の支援チームの活用を行い、いじめ問題の早期解決に努める。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法第28条関係）

児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめ問題に対する資質の向上を図るため、学校経営方針の共通理解、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施する。また、必要に応じて教育委員会と連携する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」、教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」等を活用し、教職員が自らの対応を振り返るような研修の場を設定する。
- (3) いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後、事例検討会において、情報を組織的に共有し、支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他（各取り組みのPDCAサイクル等について）

- (1) 学校経営方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- (2) 周知後、児童や保護者、地域、いじめ防止対策委員会等での意見交換により、改善すべき事案等は、迅速かつ柔軟に対応する。
- (3) 学校経営方針に基づき、取り組みが適切に機能しているかを学校でいじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条関係）

（1）組織の名称・役割

○ 名称

- ① 東月隈小学校「校内いじめ防止対策委員会」
- ② 東月隈小学校「いじめ防止対策委員会」

○ 役割

- ・基本方針に基づく取り組みの推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・いじめの相談・通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
- ・学校における，いじめであるかどうかの判断
- ・関係のある児童への事実関係の聴取，組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

（2）組織の構成

- ① 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導担当教諭，養護教諭，各学年代表教諭，及び関係する職員
- ② 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導担当教諭，PTA会長，公民館館長，会館館長，自治協議会会長，青少年育成連合会会長，人尊協会会長，子育連会長，民生委員会会長，主任児童委員，スクールサポーター及び関係する職員

9 重大事態発生時の調査機関（いじめ防止対策推進法第28条関係）

（1）組織の名称と役割

○ 名称

- ① 東月隈小学校「校内いじめ防止対策委員会」
- ② 東月隈小学校「いじめ防止対策委員会」

○ 役割

- ・重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・重大事態に係わる事実関係の調査
- ・調査結果を教育委員会に報告
- ・調査結果について関係児童生徒及び保護者への情報提供

（2）組織の構成

- ① 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導担当教諭，養護教諭，各学年代表教諭，及び関係する職員
- ② 校長，教頭，主幹教諭，教務主任，生徒指導担当教諭，PTA会長，公民館館長，会館館長，自治協議会会長，青少年育成連合会会長，人尊協会会長，子育連会長，民生委員会会長，主任児童委員，スクールサポーター及び関係する職員

10 いじめ防止等の各取組の年間計画（P・D・C・A）

	児童等への取組及び児童の活動		職員研修等		チ エ ッ ク
4	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 心のアンケート	D D	いじめ防止基本方針作成 校内いじめ防止対策委員会	P P	
5	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 Q-Uアンケート 心のアンケート	D DC D	校内いじめ防止対策委員会 家庭訪問	D D	
6	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 いじめ防止アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D D	
7	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 心のアンケート 規範意識向上教室	D D D	校内いじめ防止対策委員会 夏季研修	CA DCA	
8	いじめゼロサミット	D	校内いじめ防止対策委員会	CA	
9	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 児童会のいじめ防止の取組(計画立案) 心のアンケート	D CA D	校内いじめ防止対策委員会	D	
10	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 心のアンケート Q-Uアンケート 児童会のいじめ防止の取組	D D DC P	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 いじめ防止アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議 地域人権懇談会	D DC DC D	
12	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 心のアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会	CA	
1	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 児童会のいじめ防止の取組 心のアンケート	D CA D	校内いじめ防止対策委員会 冬季研修	D DCA	
2	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 いじめ防止アンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会 いじめ防止対策委員会 学校サポーター会議	D CA CA	
3	いじめ防止の呼びかけ・挨拶運動 心のアンケート	D D	校内いじめ防止対策委員会	AP	